

会社設立時に使いたい節税策

2015年1月29日

柿本雅一税理士事務所

節税の基本的な考え方

経営者にとって、『もうけ』を最大化することは当然のことです。ここで、『もうけ』とは税引後の利益のことです。よって、利益から差し引かれる税金を最小化したいと考えることは自然なことです。しかし、単に税金さえ減らせれば良いわけではありません。良い節税と悪い節税を区分すること簡単ではありません。あえて言うならば、新たに現金を支出することなく、合理的・合法的に税負担を減少させるものが良い節税であると言えます。そこで、良い節税をするための基本的な考え方をご説明します。

一般的に、節税方法は、次の3点に区分することができます。

①所得を分散する

所得が高くなるにつれて高い税率が適用されるのが通常です。よって、所得を1か所に集約するのではなく、法人と個人又は、法人と別法人という具合に、所得を分散することで低い税率の適用を受けるというやり方です。

②税額控除を適用する

通常は、所得×税率で税額が計算されますが、特定の政策目的を達成させるために一定の条件を満たせば税額を減らしてくれるというものです。例えば、雇用促進のために、従業員を5名上採用したら一人当たり40万円の税額を減らすという税額控除があります。優遇措置を受けるために新たに現金を支出することはないため、要件さえ満たせば効果は抜群に良いです。

③費用の早期化をする

現金の支払＝費用計上ではありません。例えば、機械装置など固定資産として計上され、数年に渡って費用化されます。そこで、費用の繰り延べをしないようにするというやり方です。

設立時に使いたい10個の節税策

| 節税手法 | | 節税効果 |
|--------------|------------------|-------------------------------|
| 所得分散型 | | |
| ① | 青色申告の承認をもらう | 欠損が出たら繰り延べて、将来の利益と相殺する |
| ② | 設立費と開業費を利用する | 費用化する時期を調整できる |
| ③ | 資本金を1,000万円未満にする | 低い法人税率を適用。消費税申告をしなくても良い期間ができる |
| ④ | 家族に給与を払う | 事前の届け出が不要で、パート・アルバイトでもOK |
| ⑤ | 借上げ社宅にする | 法人税、所得税、社会保険料の3つを減らすことも可能 |
| ⑥ | 保険を利用する | 外部にお金を貯めつつ、法人税を減らすことができる |
| 税額控除型 | | |
| ⑦ | 税額控除を使う | 新たなお金を支出することなく、法人税を減らす |
| 費用早期化 | | |
| ⑧ | 前払費用を利用する | 法人税額を減らしつつ、決算書の見栄えを良くする |
| ⑨ | 未払費用を計上する | 現金を払っていないだけでも法人税額を減らすことができる |
| ⑩ | 一括償却資産を選択する | 償却資産税を課されないようにする |

①青色申告の承認をもらう

青色申告の届出をすることのメリット

1. 欠損(赤字)になった場合でも、その欠損を翌期以降**9年間**に渡り繰り越せる(将来の利益と相殺できる)。
2. 欠損(赤字)になった場合、前年度が黒字であれば、前年の黒字と相殺させて法人税の還付を受けることができる(**繰戻還付**)。
3. 青色申告を選択した法人にのみ認められる優遇措置があること。中小企業の場合、優遇措置は特別償却による減価償却期間の早期化か**税額控除**の選択適用できる場合が多い。
4. 税務調査でもめて、税務当局が強制的に推計で課税する場合であっても、その処分をする理由を必ず示すことを義務付けられること(後で訴訟する場合、税務当局に反論しやすくなる)。

青色申告法人になるためには、**青色申告の承認の申請書**を提出する必要があります。申請書の提出期限は、事業年度開始の日の前日までです。但し、設立年度の場合は、設立後3か月以内か事業年度の終了日のいずれか早い日の前日までとなります。

② 設立費と開業費を利用する

設立費とは、会社を設立するために要した支出額を言います。

- 例えば、定款や諸規則の作成費用、株式募集費用、株券の印刷費、創立事務のために雇った使用人の給与、金融機関の取り扱い手数料、設立登記時の登録免許税などです。

開業費とは、会社設立後、営業を開始するまでの間に要した開業準備のための支出額を言います。

- 例えば、事務所や店舗の賃借料、事務用品、通信費などです。

設立費と開業費は、一旦支出時に資産計上する必要がありますが、**償却(費用化)する時期は自由に決められます**。償却しないことも可能です。つまり、開業当初の時期に黒字であれば、全額費用化し、税金を減らすことができる一方で、赤字の場合には、資産のまま置いておくことで、利益が生じた年度に費用化し、税金を減らすことができる。

支出全額を早期に費用化できるだけでなく、決算状況に応じて、費用の繰り延べができる点で優れています。設立時の定款に設立後の会社が設立費用を負担することを明記しておくが良いです。

③ 資本金を1,000万円未満にする

| | 1,000万円未満 | 1,000万円以上1億円未満 | 1億円超 |
|------------------------|--|---------------------------|----------------------------|
| 法人税率 | 800万円以下の部分15% 800万円超の部分25.5% | | 一律25.5% |
| 均等割り | 道府県民税: 2万円 市町村民税: 5万円 | 道府県民税: 5万円 市町村民税: 13万円 | 道府県民税: 13万円 市町村民税: 16万円 |
| 外形標準課税 (資本割は赤字でも課税) | 不適用 | | 適用 |
| 同族会社の留保金課税 | 不適用 | | 適用 |
| 貸倒引当金 | 法定繰入率 | | 実績率 (貸倒実績なければ引当計上できない) |
| 消費税 | 設立2年間は消費税申告が不要 | 消費税申告が必要 | 消費税申告が必要 |

資本金の大きさは1,000万円以下にするのがお勧めです。
設立後に増減資する場合は要注意です。

④ 家族に給与を払う

創業時は従業員を雇っても十分な給与を支払うことができないケースが多いため、家族が協力して事業を手伝うことは良くあります。仕事をやってもらったら、適切な給与を支払うのは当然です。

個人事業主の場合、家族に対する給与を費用として認めもらうためには、年の半分以上は仕事をしてもらっている家族に限定されます（つまり、一時的なアルバイトではダメ）。また、家族に支払う給与の額を事前に届け出ておく必要があります。

一方、法人の場合、給与として支払う金額が、その人が行った仕事の対価として**不相当に高額でない限り**、費用として認められます。つまり、夏休みだけのアルバイト代でも費用となりますし、事前の届出も不要です。

個人事業の場合と比べれば、事前の届出の必要もなく、家族の働き方の制約が低くなります。
ただし、給与水準の妥当性については注意が必要です。

⑤借上げ社宅をする

住んでいるマンションの家賃は家事費として費用にならないのが通常です。しかし、賃貸契約の当事者を会社とし、会社が従業員に社宅として提供することで、従業員への現物給与(費用)にすることができます。

さらに会社が家賃の一定程度を従業員から徴収していれば、従業員側で給与所得として課税されません。更に**社会保険料**も減らせます。

従業員側において所得税が課されないための要件

- ① 賃貸契約が会社と家主との間で締結されていること
- ② 従業員から家賃の一定金額(役員は約50%、従業員は約10%)以上を徴収していること

従業員が借上げ社宅の家賃の一部を負担していれば、法人税(会社の経費となる)と所得税(従業員側で課税されない)さらに社会保険料まで削減できます。

⑥ 保険を利用する

養老保険... 保険金の受取人が誰かにより取り扱いが異なります。

| | 契約者 | 被保険者 | 死亡保険金の受取人 | 満期保険の受取人 | 効果 |
|---|-----|------|-----------|----------|------------------------|
| A | 法人 | 従業員 | 法人 | 法人 | 保険積立金として資産計上 |
| B | | | 従業員 | 従業員 | 従業員への給与 |
| C | | | 被保険者の遺族 | 法人 | 50%は福利厚生費 50%は保険積立金 |
| D | | | 法人 | 被保険者の遺族 | 50%は保険料 50%は従業員への給与 |

逡増定期保険

- 満期返戻金はゼロになるため、意図的な途中解約により解約返戻金をもらうことが前提
- 解約返戻金のピークを見分けることが重要となる
- 途中で契約を法人から個人に譲渡し、解約返戻金の受取を個人(一時所得)にすることで税負担を軽減

解約返戻率を高くするためには、一定程度の加入期間が必要。
よって、加入するならば、できるだけ早い方がお得。

⑦ 税額控除を使う

| | 税制 | 対象 | 効果 |
|------|-------------------------------------|------------------------------------|--|
| 研究開発 | 試験研究を促進 | 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行った場合 | 試験研究費総額の12%を控除 過去3年の試験研究費の平均額を上回る部分の5%を控除 |
| 設備投資 | 生産性向上設備投資促進税制 (先端設備や生産ラインの改善を促進) | 先端設備や生産ライン/オペレーションの改善に資する設備を取得した場合 | 取得額の5% (建物・構築物は3%)を控除 |
| | 中小企業等投資促進税制 (生産性を向上させる、IT化を促進) | 新品の機械装置等を取得した場合 | 取得額の7 or 10%を控除 |
| | リース税額控除 | 新品の機械装置等をリースで取得した場合 | |
| | グリーン投資減税 (省エネ化の促進) | エネルギー環境負担低減推進設備等を取得した場合 | 取得額の7%を控除 |
| 雇用促進 | 所得拡大促進税制 (従業員の所得拡大を促進) | 一定割合以上従業員の給与を増額させた場合 | 増加額の10% |
| | 雇用促進税制 (従業員の新規雇用を促進) | 雇用者を10%以上(かつ最低2名以上)増加させた場合 | 一人当たり40万円を控除 |

所得拡大促進税制は、設立初年度から適用可能ですので、お忘れなく！

⑧前払費用を利用する

前払費用とは、一定の契約に基づき継続して役務の提供を受ける場合に、まだ役務の提供を受けていないが、対価の支払は完了しているものを言います。例えば、毎月の新聞代を12か月分一括する場合が当てはまります。

多くの場合、重要性が低いことから、会計上も一括して費用計上しますが、時々、原則通り、期間按分を適切に行うために、資産として計上される場合があります。ただし、税務上は簡便的に、**キャッシュベース**で費用として取り扱うことができるものがあります。

例えば、

前払年金費用

労働保険の概算払い

これを使えば、会計上は資産計上される(費用化されない)ため利益を大きく見せることができる一方で、税務上は費用となり、税負担を減らすことができます。

⑨未払費用を計上する

お金の支払いがない状態でも、費用を計上することで所得を減らすことができるため、税金を減らします。

税務調査では以下の3要件が充足されているか常にチェックされます。特に、いつその業務が完了したのかが争点になります。

債務確定の要件

- ① 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること
- ② 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- ③ 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること

単発のサービス取引の場合、いつサービスの提供が完了したのかが分かりにくいいため、報告書等明確な完成物がない場合、サービス完了報告書をもらうのがお勧めです。

⑩一括償却資産を選択する

現金支出と費用計上時期が異なる典型的な取引は、固定資産の取得と償却(費用化)です。

早く費用化するためには償却期間を短くすることが重要となります。この点、固定資産の取得価額が低いものは、簡便的に処理できるように、償却期間が短く設定されています。

| 取得価額 | 費用化の時期 | 償却資産税の対象になるか |
|--------------|-----------------------|--------------|
| 10万円未満 | 支出時に全額費用化 | 対象外 |
| 10万円以上20万円未満 | 3年間で均等に費用化 | 対象外 |
| 30万円未満 | 合計300万円までなら、支出時に全額費用化 | 対象 |

一定の要件を充たせば、30万円未満の固定資産を全額費用化することができますが、償却資産税の対象になるため、固定資産台帳での管理は必要ですし、機械装置や車両など償却資産を多く保有している場合は、一括償却資産を選択する方がお得です。

ご利用上の注意事項

本レポートは、2014年12月31日時点の法令に基づき、一般的な税務上の取り扱いを提供することを目的としています。よって、詳細な説明を省略し、かなり端折った説明の仕方をしていきます。あくまで、概要を理解して頂くために利用して下さい。

したがって、実際に本レポートに記載してある節税策を実行する際は、必ず、その制度の適用可能性等について専門家による詳細な検討を受けて頂く必要があります。